

宍粟市スポーツ施設条例の一部改正に伴い、令和6年4月より利用料が下記のとおりとなります。  
 利用者の皆様におかれましては、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 【重要】利用料の改定について

令和6年4月～

### 波賀総合スポーツ公園及び波賀市民グラウンド

施設区分	利用区分	利用単位	R5年度利用料 (税込)	改定後の利用料 ※( )内は税込	
波賀市民グラウンド	1面	1時間につき	500円	455円(500円)	
スポーツ公園野球場	全面使用	1時間につき	1,000円	909円(1,000円)	
	半面使用	1時間につき	500円	455円(500円)	
	本部席	1回につき	1,000円	909円(1,000円)	
テニスコート	1面	1時間につき	800円	728円(800円)	
フットサルコート	1面	1時間につき	300円	273円(300円)	
照明設備	波賀市民グラウンド	1面	500円	455円(500円)	
	スポーツ公園野球場	6基点灯	30分につき	1,200円	1,091円(1,200円)
		4基点灯	30分につき	600円	546円(600円)
	テニスコート フットサルコート	1面	30分につき	200円	<b>273円(300円)</b>

### 宍粟市波賀B & G海洋センター

施設区分	利用区分	利用単位	R5年度利用料 (税込)	改定後の利用料 ※( )内は税込
プール	中学生以下 1人	1回につき	100円	<b>137円(150円)</b>
	高校生以上 1人	1回につき	200円	<b>273円(300円)</b>
体育館	全面使用	1時間につき	1,000円	909円(1,000円)
	半面使用	1時間につき	500円	455円(500円)
武道場	1面	1時間につき	500円	455円(500円)
ミーティングルーム	1室	1時間につき	200円	182円(200円)

○冷暖房を使用するときは、使用料の3割を加算する。 **5割を加算する。(変更)**

### 波賀ふれあいサロン

施設区分	利用区分	R5年度利用料 (税込)	改定後の利用料 ※( )内は税込
集会室	午前9時から正午まで	700円	637円(700円)
	午後1時から午後5時まで	700円	637円(700円)
	午後6時から午後10時まで	700円	637円(700円)
	午前9時から午後10時まで	2,100円	1,909円(2,100円)
和室	午前9時から正午まで	500円	455円(500円)
	午後1時から午後5時まで	500円	455円(500円)
	午後6時から午後10時まで	500円	455円(500円)
	午前9時から午後10時まで	1,500円	1,364円(1,500円)
調理室	午前9時から正午まで	500円	455円(500円)
	午後1時から午後5時まで	500円	455円(500円)
	午後6時から午後10時まで	500円	455円(500円)
	午前9時から午後10時まで	1,500円	1,364円(1,500円)

○冷暖房を使用するときは、使用料の3割を加算する。 **5割を加算する。(変更)**

○特別の設備備品等の使用料は、別に教育委員会が定める額とする。